

学業ガイドラインについて

学業ガイドラインとは

立命館大学では、体育会クラブおよび文芸分野の重点強化クラブに所属する学生が、学業と課外自主活動を両立しながら充実した学生生活を送れるよう、「学業ガイドライン」を設けています。

大学における課外自主活動は、学生の成長や人間形成にとって重要な学びの機会です。一方で、学生として活動する以上、学業に真摯に取り組み、卒業に向けて計画的に学修を進めることも必要です。

学業ガイドラインは、学業上の困難を早期に把握し、必要な支援につなげることで、学業と課外活動の両立を支援することを目的としています。

対象者

学業ガイドラインの対象は、以下の団体に所属する学生です。

- 体育会クラブ所属学生
- 文芸分野の重点強化クラブ所属学生

また、学業ガイドラインの運用にあたっては、クラブの顧問、部長・副部長等にも協力いただいています。

学業ガイドラインの判定方法

学業ガイドラインでは、各学期の成績発表時点における「累積修得単位数」を確認し、所定の基準を満たしているかを判定します。基準を下回った場合は、学業と課外活動の両立に課題が生じている可能性があると考え、大学から面談や支援プログラムの案内を行います。

学業ガイドラインの単位修得数基準（標準修業年限 4 年・卒業必要単位 124 単位の学部）

成績発表時期		必要 累積単位数	抵触した場合に活動制限の 対象となる学期 (成績発表後の翌学期)
回生	在学学期		
1 回生	在学 1 学期目終了時	10 単位以上	在学 2 学期目 (1 回生第 2 学期)
	在学 2 学期目終了時	20 単位以上	在学 3 学期目 (2 回生第 1 学期)
2 回生	在学 3 学期目終了時	30 単位以上	在学 4 学期目 (2 回生第 2 学期)
	在学 4 学期目終了時	40 単位以上	在学 5 学期目 (3 回生第 1 学期)
3 回生	在学 5 学期目終了時	52 単位以上	在学 6 学期目 (3 回生第 2 学期)
	在学 6 学期目終了時	64 単位以上	在学 7 学期目 (4 回生第 1 学期)
4 回生	在学 7 学期目終了時	76 単位以上	在学 8 学期目 (4 回生第 2 学期)
	在学 8 学期目終了時	88 単位以上	在学 9 学期目 (5 回生第 1 学期)
5 回生	在学 9 学期目終了時	100 単位以上	在学 10 学期目 (5 回生第 2 学期)
	在学 10 学期目終了時	112 単位以上	在学 11 学期目 (6 回生第 1 学期)
6 回生	在学 11 学期目終了時	120 単位以上	在学 12 学期目 (6 回生第 2 学期)

学業ガイドライン抵触者の区分・必要な手続き・活動制限

区分	対象	状態	必要な手続き・活動制限
要注意	直近の学期でガイドラインの基準に抵触した者（抵触 1 学期目）	現状のままでは卒業を目指す上で学業と課外自主活動の両立が困難になる恐れがあり、学業の回復に努める必要がある。	- 顧問／部長・副部長と面談し、課外自主活動続けるにあたっての活動内容の確認を行うこと。 - 学生部の指定する面談およびプログラムを指定した期間内に受けること（受講が確認できない場合、顧問／部長・副部長への連絡を行う）。
回復途上	直前の学期を含む 2 学期以上連続して学業ガイドラインの基準に抵触しているが、直近の学期において 12 単位以上修得した者	直近の学期で 12 単位以上修得しているため、学業の回復途上。しかし、卒業への見通しは厳しい状況が続いているため、引き続き、学業の回復に努める必要がある。	所定の期限を過ぎても受講が確認できない場合、各団体と学生部の事前の申し合わせに従い、課外自主活動を制限する。
両立困難	直前の学期を含む 2 学期以上連続してガイドラインの基準に抵触した者	現状において、独力では両立が困難状態にあると考えられるため、課外活動への参加は控え、学業の回復に注力する必要がある。	- 各団体と学生部の事前の申し合わせに従い、大会出場等、課外自主活動を部分的に制限し、試合等参加証明書についても発行しない。 - 早期の学業回復を目指すため、顧問／部長・副部長との面談をし、学生部の指定する面談およびプログラムを締切日までに受講すること。

※「顧問／部長・副部長」とは、文化芸術分野の「顧問」と、体育会の「部長・副部長」を指す。

※本基準は、標準修業年限 4 年、卒業要件単位数 124 単位の学部に応用することとし、それ以外の学部については必要に応じて別途提示する。

活動制限について

学業ガイドラインは、活動を制限すること自体を目的とした制度ではありません。

しかし、大学が指定する面談や支援を正当な理由なく受けない場合や、学業状況が著しく厳しい状態が続いている場合には、各団体と学生部との申し合わせに基づき、課外活動の一部を制限することがあります。

特に「両立困難」に該当する場合には、学業回復を最優先とする観点から、大会出場等の活動が制限されることがあります。

学業と課外活動の両立に向けて

学業ガイドラインは、学生みなさんが卒業に向けて着実に学修を進めながら、課外活動にも主体的に取り組めるよう支援するための制度です。

学業面で不安がある場合は、ガイドラインへの抵触の有無にかかわらず、早めに学生オフィスやスポーツ強化オフィスへ相談してください。大学は、みなさんが学業と課外活動を両立し、充実した学生生活を送れるよう支援しています。

よくある質問（FAQ）

Q1. 学業ガイドラインとはどのような制度ですか。

A. 学業ガイドラインは、体育会クラブおよび文芸分野の重点強化クラブに所属する学生が、学業と課外自主活動を両立しながら卒業を目指せるよう支援する制度です。大学では、学期ごとの累積修得単位数を確認し、学業面で困難な状況が生じている可能性がある学生を早期に把握します。基準に抵触した場合には、面談や支援プログラム等を通じて、学業状況の改善をサポートします。

Q2. なぜ体育会クラブ・文芸分野の重点強化クラブの学生だけが対象なのですか。

A. 体育会クラブや文芸分野の重点強化クラブでは、大会や公式戦、発表会等に向けた活動に多くの時間とエネルギーを必要とする場合があります。大学では、こうした学生が学業と課外活動を両立しながら卒業を目指せるよう、顧問・部長・副部長等と連携した支援体制を整えています。学業ガイドラインは、その一環として学業上の課題を早期に把握し、必要な支援につなげるために運用しています。

Q3. 学業ガイドラインの基準はどのように決まっていますか。

A. 学期ごとの成績発表時点における累積修得単位数をもとに判定します。基準は「学業ガイドラインの単位修得数基準」を確認してください。

Q4. 基準に抵触すると、すぐに活動できなくなるのですか。

A. いいえ。まずは学生本人に通知を行い、顧問または部長・副部長との面談や、学生部が指定する面談等を通じて学業状況の改善を支援します。一方で、大学が案内する必要な面談や支援を受けない場合や、学業状況が著しく厳しい状態が継続している場合には、活動の一部が制限されることがあります。

Q5. 「要注意」「回復途上」「両立困難」とは何ですか。

A. 要注意

初めて学業ガイドラインの基準に抵触した状態です。今後、学業と課外活動の両立が難しくなる可能性があるため、早期の対応が必要です。

回復途上

2 学期以上連続して基準に抵触しているものの、直近学期で 12 単位以上を修得している状態です。学業改善の傾向は見られますが、引き続き学業回復に取り組む必要があります。

両立困難

2 学期以上連続して基準に抵触している状態です。現状では学業と課外活動の両立が難しいと考えられるため、学業回復を最優先として取り組む必要があります。

Q6. 抵触した場合、学業と課外自主活動の両立に向けてどのような支援を受けられますか。

A. 主に以下の支援を受けることができます。

- 顧問または部長・副部長との面談
- SSP（Student Success Program）コーディネーターとのアセスメント面談
- SSP による各種セミナーや支援プログラム

面談では、学業面や生活面の課題を整理し、改善に向けた取り組みを一緒に考えます。

Q7. SSP とは何ですか。

A. SSP (Student Success Program) は、学生一人ひとりが目標を設定し、その実現に向けて適切な支援を受けられるよう学生オフィスが提供している支援プログラムです。学修方法や時間管理、目標設定など、学生生活全般に関するサポートを行っています。

Q8. 留学や成績訂正によって単位数が変わった場合はどうなりますか。

A. ガイドライン判定時点では、留学による単位認定や成績確認制度による修正内容が反映されていない場合があります。後日単位数に追加や修正があり、基準を満たすことになった場合は、学生オフィスまたはスポーツ強化オフィスへ申し出てください。

Q9. 学業に不安がある場合、ガイドラインに抵触していなくても相談できますか。

A. はい。相談できます。学業ガイドラインへの抵触の有無にかかわらず、履修や学修方法、学業と課外活動の両立などについて不安がある場合は、学生オフィスやスポーツ強化オフィス、SSP へ相談してください。問題が大きくなる前の早期相談をおすすめします。

学業ガイドラインは、課外活動を制限するための制度ではなく、学業と課外活動の両立を支援し、学生が卒業に向けて着実に学修を進められるよう支援するための制度です。